

平成26年11月18日

〒541-0047

大阪市中央区淡路町三丁目5番13号 創建御堂筋ビル7F

株式会社アチーゴ 御中

特定非営利活動法人

消費者被害防止ネットワーク東海

理事長 杉浦 市郎

(連絡先) 〒460-0002

名古屋市中区丸の内2-18-2

三博ビル8階

事務局長 外山 孝司

TEL: 052-265-9251

FAX: 052-265-9259

申入書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供、消費者の被害の防止及び救済などを目的とし、平成22年4月14日に消費者団体訴訟制度の適格消費者団体として消費者契約法第13条の内閣総理大臣の認定を受けている特定非営利活動法人（NPO法人）です。

さて、今般、貴社と利用者（以下「会員」といいます）の間で投資顧問契約が締結された場合に適用される「FXマスター利用規約」（以下「本規約」といいます）につき、消費者保護の観点から検討をさせていただいた結果、消費者契約法その他の法律等に鑑み、消費者の利益を害し不当ないし不適切と思われる条項がありました。

つきましては、別紙のとおり、是正の申入れをさせていただきますので、ご検討の上、貴社の見解や対応につき、平成26年12月20日までに上記連絡先宛に、書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

なお、本申入れの内容、貴社からの回答の有無及び回答内容、本申入れ以降の経緯・内容等については、消費者被害防止の観点から、当団体ホームページその他適宜の方法により公表させていただくことがありますことを申し添えます。

敬具

申入れ事項

第1 第2条 本規約の範囲及び変更

第2条(本規約の範囲及び変更)

- 1 本規約は、本サービスの利用に際し、弊社及び会員に適用される。
- 2 弊社が、今後追加する追加規定は、本規約の一部を構成とする。本規約と追加規約が異なる場合には、追加規約を優先する。
- 3 弊社は、会員の承諾することなくして、本規約を変更することができるものとする。
- 4 追加又は変更後の本規約については、弊社が別途定める場合を除いて、オンライン上に表示した時点より、効力を生じるものとする。

1 申入れの趣旨

本条第3項を削除してください。

2 申入れの理由

(1) 消費者契約法第10条

消費者契約法第10条は、民法等の任意規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重する条項であって、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものは無効と定めています。

(2) 本条第3項について

本条第3項によれば、貴社は、会員の承諾を得ることなく規約を変更することができ、会員は、変更後の規約に従う義務を負うこととなります。

しかしながら、会員に対する規約変更に関する周知期間や、規約変更前の退会手続の機会を設けないなど、事前手続を何ら保証することなく規約を変更することは、実質的に、貴社が一方的かつ無制限に会員の権利・義務を事後的に変更することを可能とするものです。

(3) このような規約変更は、会員の権利を制限し義務を加重するものであり、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものといえ、本条第3項は、消費者契約法第10条により、無効です。

よって、当法人は、貴社に対し、申入れの趣旨のとおり申し入れます。

第2 第6条 解約

第6条(解約)

- 1 会員が本サービスを契約期間満了後更新しない場合、契約満了日の10日前までに弊社宛に、解約申請フォームにて連絡しなければならない。(解約申請フォームは有料会員ページ内にごございます)但し、会費に未納がある場合はこれを受け付けない。この場合、当社は未納会費の完済を確認後に退会処理を行うものとする。また、解約申請内容に不備があり、解約が正常に行われなかった場合の責を弊社は負わない。
- 2 会費未納期間が30日経過した時点で、弊社は弊社指定の管轄裁判所にて法的措置を取る、または当債権を債権回収代行業者に委託できるものとする。
- 3 会費未納期間が30日経過した時点より、年利9.1%の遅延損害金を請求できるものとする。
- 4 第1項の連絡がない場合、本サービスの契約が満了前の契約と同内容で自動更新されるものとし、会員は更新後の契約について下記の通り会費を支払うものとし、以後も同様とする。
 - 1ヵ月契約 29,800円(消費税込み)
 - 6ヶ月契約 149,000円(消費税込み)
 - 12ヵ月契約 258,000円(消費税込み)
- 5 契約更新の際には、事前に弊社よりお客様に対し更新の意思確認の連絡は行わない。
- 6 会員が本規約に違反し、契約期間中に会員資格を取り消された場合でも、残りの契約期間分の返金は一切行わない。
- 7 弊社は、クーリング・オフ期間を除いては、既に支払われた料金等を、一切払い戻ししない。

1 申入れの趣旨

本条第1項について、「但し、会費に未納がある場合は・・・」以下を削除してください。

また、本条第5項から第7項について、削除ないし消費者契約法に適合する条項となるよう見直しをしてください。

2 申し入れの理由

(1) 本条第1項、同第5項について

ア 消費者契約法第10条は、民法等の任意規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重する条項であって、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものは無効とすることを定めています。

イ 本条第1項によれば、会費に未納がある場合は、契約期間満了時の会員による解約申請が受け付けられず、契約が更新されることとなります。

しかしながら、本条第5項によれば、契約更新の際、貴社より会員の更新意思を確認する連絡がなされないばかりか、会員は、契約期間満了後に更新しな

い場合、貴社所定の方式による解約手続を行うことを要求され、加えて、契約を更新することなく終了させるための条件として、未納会費の解消を要求されることは、会員の意思に反して一方的に契約の更新や会費の継続負担を強いることに他なりません。

これは、会員の契約解約の自由を制限するものであり、消費者の権利を制限し、義務を加重するとともに、信義則に反し、消費者の利益を一方的に害するものです。

したがって、本条第1項は、消費者契約法第10条により無効です。

(2) 本条第6項、同第7項について

ア 消費者契約法第9条第1号は、解除に伴って生じる平均的な損害を超える損害賠償の予定又は違約金を定める条項は、その超える部分について無効と定めています。

イ 本条第6項及び同第7項によれば、会員資格の喪失により本件契約が終了した場合であっても、貴社は残りの契約期間に対応する会費の返金を一切行わないとされています。

しかしながら、貴社のサービスは、複数の会員に対する投資情報の提供であるところ、一会員の契約が終了したことにより貴社が被る損害は直ちに観念し得ません。

したがって、本条第6項及び同第7項は、貴社に生ずる平均的損害を超える額の損害を消費者に負担される条項であることが明らかであるので、平均的損害を超える部分は無効です。

(3) よって、当法人は、貴社に対し、申入れの趣旨のとおり申し入れます。

第3 本条第11条（自己責任の原則及び免責事項）

第11条(自己責任の原則及び免責事項)

- 1 投資資産の運用は、会員の意思に基づき、会員自身により行われるものであり、弊社の助言は会員の投資を強制するものではない。
- 2 弊社は、会員が本サービスを利用し、会員自ら行った投資により発生した一切の損害について、いかなる責任も負わない。
- 3 弊社は、次に掲げる事項のいずれかにより生じる会員の損害については、その責を負わない。
 - ①各種データは、弊社が信頼する情報提供元より提供されていますが、各提供情報内容の誤謬による推奨値の不正確性。
 - ②通信回線及びシステム機器の障害。
 - ③天災地変などによる障害。
 - ④管轄官庁の命令があるときは、会員の承諾を得ることなく、情報提供サービスの全部又は一部を一時的に停止することができる。

1 申入れの趣旨

本条第3項が、消費者契約法第8条第1項第1号及び同第3号に適合する条項となるよう見直しをしてください。

2 申入れの理由

(1) 消費者契約法第8条1項第1号及び同第3号

ア 本条第3項によれば、貴社は、同項各号に規定する場合に、会員に生じた損害の賠償責任を一切負わないこととなります。

イ しかしながら、消費者契約法第8条第1項第1号及び同第3号は、事業者の債務不履行及び債務の履行に際してされた不法行為により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項を無効とすることを定めているため、同条項により、本条第3項は無効となります。

(2) よって、当法人は、貴社に対し、申入れの趣旨のとおり申し入れます。

以 上